

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第26条第一項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記の通り公表する。

平成29年 6月29日

仙北市長 門 脇 光 浩



記

1. 協議を設けた区域の範囲

仙北市全域 { 田沢地区、生保内地区、神代地区、角館町地区、雲沢地区、白岩地区、
(11地区) { 中川地区、桧木内地区、西明寺地区、生保内南地区、瀧野十二峠地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成29年 6月27日

3. 当該地区における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者(担い手)の状況

○中心経営体

法人	18 経営体	} 合計	259 経営体
個人	230 経営体		
集落営農	11 経営体		

4. 当該地区に担い手が十分いるかどうか

11地区全てに担い手はいるが、地区によっては担い手が不足しているため、今後担い手の育成、集落営農化、新規就農希望者の掘り起こしや就農定着までの支援、指導が必要になる。

5. 地域農業の将来のあり方

(1) 将来の農地利用のあり方(11地区共通)

担い手、新規参入者への農地集積を積極的に行い法人、集落営農がある地域については、農業経営の集落化を勧め、農地の遊休化防止、遊休農地の解消を目指すと共に分散する農地の集約化を促進し、農作業の高能率化、コスト削減を目指す。

(2) 今後の地域農業のあり方(11地区共通)

新規就農者を含めた「担い手」の確保を最重要課題としながら、生産品目の明確化、複合化、6次産業化及び高付加価値化を推進し、地域の中心経営体及び小規模であっても強い意欲を持つ農家の収益を確保し、安定的な経営体の育成を目標とする。

6. 農地中間管理機構の活用方針(11地区共通)

後継者のいない高齢農家、遊休化の可能性のある農地の所有者等へ農地中間管理機構の活用を促し、農地の流動化を図る。基盤整備区域については法人等の高度経営体への農地の集積、集約化を図る。